



平成29年5月25日

坂井市議会 議長 伊藤 聖一 様

会 派 名 日本共産党議員団

代表者名 松 本 朗

視 察 研 修 報 告

当会派・松本朗、畑野麻美子は、下記のとおり、視察・研修会に参加したので、報告します。

記

日 時 平成29年4月25日～26日 1泊2日

参加者 松本 朗 畑野麻美子

会 場 大阪府保健医協会MDホール

研 修 2017年度 大阪社保協 「全国地方議員社会保障研修会」

研修内容

25日 9:30～12:30

子供の貧困～現状の問題点と国・自治体施策

● 子どもの貧困～

現状の問題点と国・自治体施策

朝日新聞大阪本社

生活文化部 中塚久美子

貧困に注目したきっかけは

2008年5月母子家庭取材。教育費負担、進路が狭められている現状に疑問を持った。

6月、「子どもの貧困」という言葉が日本で使われ始めるようになる。

9月、リーマンショック

10月ごろ、高校中退者の主事を始める。

12月、年越し派遣村

09年3月、大阪府立の定時制高校の入試に志願者殺到。大量の不合格者が出る。

貧困状態にある子どもとは？

食べ物と屋根さえあればいいのか

「食べるものがない」ことを強調するのは絶対的貧困で相対的貧困状態を子どもに当てはめると、

「よく食べよく眠る。学校に行く。友人付き合いをする。学校・地域行事に参加する。望めば進学。夢を抱く」などの機会や選択肢を奪われる。

子どもは孤立や無力感という形で経験していく。

親の成育歴、心身の状態

生活保護受給の母子家庭の4割が母親も生活保護で育った。

母親が精神疾患の世帯は約3割。

低学歴、10代出産、DV被害、子どもの病気、子どもが薬物中毒、窃盗、売春などの問題、虐待など一つの家庭で3～4項目の要因が重複している。

親が抱える困難の原因は？

- ・働くことが貧困解消にならない(8割の母子家庭は働いている)→女性の低賃金
- ・養育費不払い
- ・児童扶養手当など給付が毎月でない→家計を不安定にする
- ・負の連鎖:教育費や住居費がかかる→働く→低賃金のため長時間→家族の時間が減る(体調を悪くする)、ひとりご飯・夜の散歩時間確保(治療)のために仕事を一つにする→生活が苦しくなる

国の最近の動き

- ・子どもの未来応援基金
- ・ひとり親の子どもの夜の居場所づくりに補助。学習支援と食事の提供などをする自治体に、最大900万円
- ・15年度、地域ネットワークをつくって子どもの貧困のワンストップ型支援をめざす「地域こどもの未来応援交付金」を作った。34億円を用意。

自治体の動き

実態把握から、結果を踏まえた課題整理と対策計画策定

- ①貧困要因は社会環境上と保護者の個人的要因が折り重なり、前者が行政課題
- ②施設やひとり親の子どもは重点的に
- ③世代間連鎖を断ち切るために家庭だけでなく子どもに直接届く支援が必要
- ④子どもの意欲・希望格差に対する心理ケア
- ⑤教育支援は学校での総合的貧困対策が求められている。

自治体ができること

- ①既存の制度を点検～学校での完全給食の実施
- ②入学準備金の前倒し支給
- ③就学援助の周知と申請促進
- ④児童扶養手当の支給方法改善
- ⑤みなし寡婦控除の導入による減免措置

13:30~17:00

●生活再建のために～生活保護、債務整理、ギャンブル依存症の基礎知識

講師

徳武 聡子 司法書士（日本司法書士会連合会経済的困窮者の権利擁護
部会 生活保護問題対策全国会議事務局次長）

1 借金は必ず解決する！借金で死ぬことはない！

- ・多重債務の背後に広がる貧困・・・生活保護を受けていない破産者のうち、世帯収入が最低生活費以下（要保護状態）にある世帯の割合は、41,3%
- ・取り立て行為についての規制

業者の違法な取り立て行為してきたら 「それは違法です」と反論することが大事です。

- ・多重債務者の見分け方・・・「借金のことで困っているんです」と言って、相談に来る人ばかりではない。

*ともかくお金に困っている。

- ・ちょっとした支出を嫌がる
- ・家賃、公共料金、税金、保険料などを滞納していることが多い。
- ・常に返済のことが頭から離れず、ストレスになっているので、集中力がない。身なりに構わなくなる。
- ・顔色が悪く、無表情、元気がない。
- ・精神科に通院していることが多い。

*「借金は必ず解決する」と安心してもらう。

- ・専門用語はなるべく使わず、わかりやすく説明。
- ・どういう解決方法があるかの説明。
- ・デメリットの説明 自己破産、任意整理・特定調停、個人再生

2 ギャンブル依存症とは

- ・依存症：コントロール障害という精神疾患
「わかっちゃいるけど やめられない」
- ・依存症と借金の関係

ギャンブルから抜け出せない



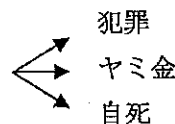
ギャンブルの元手が必要だ！



（借金をする）



この勝負で、一発逆転
返済だ！



家族が
巻き込まれる

- ・ギャンブル依存症は治療できる？
完治できないが、「回復」は可能

医学的措置だけで、回復できるか



自助グループの重要性

26日 9:30~12:30

●公的債権・滞納処分の基礎知識と対処法

講師

戸田伸夫 税理士（税理士法人京阪パートナーズ）

講義内容

1 はじめに

- ① 最近目立つ国税、地方税、国保、社会保険事務所の滞納処分の横行
 - 自治体での「徴税ノルマ」の競争
 - 滞納処分の集中化（チーム編成など）や国税OBによる「差押のみの指導」強化
 - 納税者無視の債権中心の（預金・売掛金等）差押強化
 - 預金に振り込まれた差押禁止財産（児童手当や年金・給与等）の差押
 - 自殺など悲惨な事態や生存権や事業継続を脅かす悲劇も横行
 - 脅迫まがいの「催告文書」
- ② 納付相談に来た納税者に即納や差押で脅迫
 - 実行不可能な分納金額の押し付け
 - 「すぐに納めろ」や「〇〇円以上を納めろ」などの強要は許されない
- ③ 税法によって納期限は定められているが、期限内納付できない場合には、「納税の猶予」や「換価の猶予」で対応しなければならない
 - 「申請」には「許可・不許可」で回答する義務
 - 職権による「猶予」や「停止」の決議についても「決議できない場合」の説明責任がある
 - 徴収法の「納税緩和措置」の不教示が多い
 - 納付能力調査や滞納処分の執行停止を知らない、やったことがない職員が多い

2 滞納は「悪」か

(1) 税制の基本

- ① 憲法14条（法の下での平等）のもと、「応能負担の原則」と所得の再配分機能
- ② 所得に応じた累進課税、不労所得や贅沢品への重課
- ③ 一般消費税ではなく個別消費税（酒税、物品税など）

(2) 大企業や富裕層への優遇税制、消費税の導入による大企業への減税

- ① 相次ぐ法人税の減税、租税特別処置による大企業への減税
- ② 株取引の定率税制、配当所得の優遇など

- ③ 子ども、低所得者、生活保護世帯にもかかる消費税
- ④ 消費税は転嫁に関係なく、事業者が申告、納税する直接税（赤字企業も負担）

（３）悪政による地方税の増税や社会保険料等の負担増

- ① 地方税は「税源移譲」や「一律１０％」で増税、滞納も高水準
- ② 国保や介護保険料、後期保険料、年金保険料、住民税で所得の３割超、所得税や消費税などを加えると４割を負担し、負担能力をはるかに超える金額
- ③ 医療費や教育費の負担

（４）生活維持、事業の維持・継続で精一杯の現状

- ① 食費、水道光熱費や交通費（特にガソリン代）など生活維持費の高騰
- ② 家賃やローン支払いに追われる毎に日
- ③ 仕入れ代や給与支払、借入金返済
- ④ 単価の切り下げや支払の繰り延べ、消費税が転嫁できない現状

3 国税徴収法の主な内容と特徴

（１）国税徴収法の主な内容

- ① 「国税と他の債権との調整」
- ② 「第二次納税義務」
- ③ 「滞納処分（財産差押）」
- ④ 「滞納処分に関する猶予及び停止」

（２）国税徴収法の特徴

- ① 国税徴収法は滞納処分の規定と滞納者を守る規定もあること
- ② 国税徴収法の規定が時代に応じた規定＝文言になっていないこと
- ③ 国税徴収法が裁判所を通さない「自力執行権」が与えられているので極めて強い権力があるため、その調査及び執行は限定的に行われること… マルサより強い権限

4 国税、地方税、社会保険料等の滞納処分（差押等）の基本法は「国税徴収法」

5 「徴収法」の基本は「自力執行権」

6 国税徴収法の全文改正

- （１） １９５５年に大蔵省に租税徴収法制度調査会が設置、１９５９年に国税徴収法の全文改正
- （２） 現行の国税徴収法の制定にあたり、調査会長：我妻栄東大名誉教授（故人）が徴収行政のあり方について強権力の乱用を強く戒めている
「… 徴税当局がこれらの制度の運用に当たっては慎重の上にも慎重を期することが、当然の前提として諒解されているのである。徴収事務の

第一戦に働く人々が、万一にも、調査会の到達した結論だけを理解して、そこに到達するまでに戦わされた議論と費やされた配慮の持つ意義を知ることが怠るようなことがあっては、調査会の三年にわたる苦労は生命を失うことになる。」

- 7 差押について
- 8 鳥取県の「児童手当」裁判
- 9 無益な差押の実態
- 10 「差押禁止財産」は法の趣旨を訴え、憲法25条（生存権）を尊重
- 11 滞納を放置すれば、好き放題に権力むき出し
- 12 納税緩和措置とは
- 13 換価の猶予（徴収法151の2 申請猶予）→期限後6ヵ月以内に申請が要件
- 14 換価の猶予（徴収法151条の1 職権猶予）
- 15 納税の猶予（通則法46）→ 期限内に申請が要件
- 16 滞納処分の停止（徴収法153条）
- 17 質問検査権と搜索（身分証明書の提示のみで）
- 18 「悪政により発生する滞納」を「時代遅れの徴収法で差押」するやり方は権力の濫用

13:30～17:00

●国保都道府県単位化最新情報と今後の争点

今まで国保会計は市町村単位で行われ、保険者は市町村でした。

2018年度から、国保都道府県単位化で国保の保険者は都道府県と市町村になります。

共同運営と言いながらも、国保の様々な実務（賦課、徴収、給付や健診など）はこれまで通り市町村がおこなうこととなりますので、被保険者（加入者）にとっては、保険証が都道府県保険証、つまり福井県であれば「福井県国民健康保険証」となる以外は、あまり違いを感じないかもしれません。

しかし、市町村国保と都道府県単位国保との最大の違いは都道府県が国保財政運営をおこなう、つまり財布をにぎるということで、これにより都道府県が大きな権限を持つということです。

では財政を握るとどうなるのでしょうか。

当然、都道府県の権限が強まり、市町村を指導するという上下関係ができあがります。

都道府県単位化にする最大の目的は何か

今回の国保都道府県単位化を「国保を広域化し、スケールメリットにより、国保の困難を解決するためだ」と思っている人がいまだに多くいますが、それは大きな間違いであると指摘しておかなければなりません。

今回の都道府県単位化は国保の構造的な問題を解決するために行うのではなく、国保を医療費適正化((削減)の道具にするためにおこなうのです。

現在は、収入は公費と保険料のみで支出は保険給付費のみでしたが、来年度からは、収入は公費の一部と保険料で、支出は県へ事業費納付金と保険給付費となります。

事業費納付金は、県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮して県が決定します。

保険料は、県が決めた各市町の標準保険料率の基礎額から各市町村が保険料を算出することになります。

所見(松本 朗)

- ① 介護保険新総合事業と次期見直しの争点
- ② 子どもの貧困～現状の問題点と国・自治体政策
- ③ 生活再建のために～生活保護、債務整理、ギャンブル依存症の基礎知識
- ④ 公的債権、

◎ 総括的な所感

社会保障に関する 5 テーマについて講義と質疑で 2 日間 18 時間の充実した研修だった。

「介護保険における新総合事業・・・」では、当初から言われていたように要支援に対する介護保険サービスから安上りのサービスに置き換える目的であったことが、改めて指摘され、納得した。

「子どもの貧困・・・」の現状をリアルに報告されたジャーナリストの調査に現状の子供の状態の深刻さが私の想像を上回っていることを実感した。

今後当市でも、対策を強めることが早急に求められると痛感した。

「生活再建のために・・・」では、ギャンブル依存症の実態を学び、依存症の深刻さを実感した。とくに、「沢庵はダイコンには戻らない」(依存症になれば、脳が生理的に不可逆的となる)との講師の言葉は、印象に残った。

「公的債権・滞納処分・・・」では、税理士あり、税務署の税務官として職務を遂行されていた講師から公的債権・滞納処分について基本的制度・法律の詳しい講義を受けた。

そこで学んだのは、納税の猶予、換価の猶予は国税通則法に明記しており、納税者の当然の権利であること、税務署員でこうした猶予の措置を行ったことがない職員が多いということなど、現状の税徴収事務が国民の立場に立っていないことに税務行政の改革が急務であることを実感した。

特に、国税徴収法の全文改正(1959 年)を行った際、調査会長(我妻栄東大名誉教授)の発言が印象に残った。

「国保都道府県単位化・・・」では、来年度来年度から実行に移される、国保制度の都道府県単位化について基本的なことを学んだ。

実行に移されるまでの期間が 1 年を切っているのに、具体的な段取りが国民にも、自治体にも十分知らされていないこと、国保税の想定が現行の税額より概ね高くなることが明らかになった。

以上の講義を受け、これを身に付け、坂井市と市民のために活用していきたいと思

う。

所見(畑野 麻美子)

びっしりと社会保障の研修をうけた。人間社会は複雑で、不思議でいろいろな人生があるけれども、解決しないことはないということである。人間が人間を縛ることのないようにしていくことが大事であると実感した。

現状は、生活困窮に関わる立場の人や相談を受ける人たちにも、ゆとりと豊かな知識を持って臨むことである。市職員にもそうあってほしい。

ギャンブル依存症が、脳が変わると聞いて驚いた。脳そのものが違う脳になるので、回復が難しいということ、怖いことである。(大根が「たくわん」になっても、「たくわん」が大根になる事はない!)と例えられた。

そんな人間をつくらない環境を、同じ人間をつくらないことである。

会 派 内 供 覧	

会 派 内 供 覧	



坂井市議会

議長 伊 藤 聖 一 殿

平成29年7月10日

会派名 日本共産党議員団

代表者名 松本 眞

視 察 研 修 報 告

当会派の畑野麻美子は、議会報告委員会で下記のとおり視察研修を実施したので、報告します。

記

日 時 平成29年6月27日(火)～28日(水)

視察・研修目的 (1) 坂井市高校生議会開催に関する調査
(議会報告委員会による視察研修)

視察・研修内容 (1) たつの市高校生議会についてのヒアリング
(兵庫県たつの市役所)
(2) 三田市高校生議会についてのヒアリング
(兵庫県三田市役所)

参 加 議 員 畑野麻美子

視 察 行 程 表

●6月27日(火)

坂井市(自家用車)・・・7:50 芦原温泉 ... (サンダーバード8号)・・・10:03 新大阪 10:30
・・・(JR新快速)・・・11:32 姫路駅 12:52・・・(JR姫新線)・・・13:14 本竜野駅・・・
13:30 たつの市役所(視察)・・・15:48 本竜野駅・・・(JR姫新線)・・・16:10 姫路 16:32
・・・(JR新快速)・・・17:36 大阪・・・ホテル

※宿泊先 ホテルグランヴィア大阪(TEL 06-6344-1235)

●6月28日(水)

ホテル・・・9:10 大阪駅・・・(特急こうのとり3号)・・・9:44 三田・・・10:30 三田市役所
(視察)・・・15:14 三田 ... (JR快速)・・・15:52 大阪 16:12・・・(サンダーバード31号)・・・

18:17 芦原温泉・・・坂井市(自家用車)

研修内容

27日 たつの市高校生議会

担当は、議会事務局 主幹河原 直也さんから説明を受ける。

平成28年5月に桑野議長の発案・・・平成29年2月9日実施

10月 各学校と日程調整に入る

11月 日程を平成29年2月9日開催に決定

12月 各学校へ訪問し、概要を説明

平成29年 1月 各学校を訪問し、事前学習会を開催

1月～2月リハーサル開催(議場)

2月9日 高校生議会

当日は午前中からリハーサル 会議は 13:00 より

○参加対象は市内の高校に通う生徒(3校 24名)

○答弁は、市議会議員、市長、副市長、教育長、関係部長

○質問は2人1組で2つ以内で、1組7分以内。

28日 三田市高校生議会

担当課は 地域戦略室政策課 で職員の田中さんから説明を受ける。

10月 市内学校へ打診

11月17日 広報誌にて市外学校の生徒に対して参加募集(11月15日)

11月27日(日) 事前説明会&ワークショップ

12月26日 質問書、パネルの写し提出締め切り

1月5日 各部長へ答弁作成依頼

1月18日 答弁作成締め切り

1月23日 答弁者、答弁内容の確認

1月29日 高校生議会

当日は午前中からリハーサル 会議は 13:00 より

○参加対象は、市内に在住する15歳～18歳の高校生で市外の学校在籍者も可能です。

○募集は市内すべての高校で、定時制や特別支援学校なども含みます。

○答弁は市長、副市長、教育長ほか関係部長が行う。

○質問はグループ(2人1組)ごとで2題まで、持ち時間は1グループ12分、再質問は持ち時間に限り可能。

○議会当日のタイムスケジュールやシナリオなどについて説明を受ける。

坂井市議会からの質問について

* 高校側は質問する生徒をどのような方法で選抜しているのか。

高校側に一切を委ねているので詳しくはわからないが、生徒会役員を中心に募られているようだ。

* 質問内容について、高校側に議会からテーマを投げかけていますか。

議会はもとより、市長側も一切行っていません。

ただし、事前説明会＆ワークショップの場で、似通った質問や市の権限の及ばない事項に関する質問には、質問項目を変更しない程度で助言を行った。

* 高校側への謝礼は

開会から閉会までを撮影した DVD と記念写真(集合写真)を記念品として渡している。

* 市民に対してどのように PR しているのか

広報誌やホームページのほか、報道各社の協力を得ながら PR に努めている。

坂井市高校生議会に向けて

とにかく、出足がすごく遅いということと、第1回目ということで、不備なところは当然でてくることは確かですが、とにかくやってみて、議会も高校生議会で、将来を担う高校生に市政や議会に関心を持ってもらい、まちづくりに参加する意欲を高めるための在り方を探っていくことが大事かと感じた。

そして、地域への愛着や誇りをもってもらえるようになってほしいです。

高校生が「やってみてよかった！」と思える高校生議会を目指したいものです。



たつの市役所



三田市役所



視察研修等報告書

平成29年8月10日

坂井市議会

議長 伊藤 聖一 殿

会 派 名 日本共産党議員団

代表者名 松本 朗

日 時 平成29年8月2日(水) 午前9時30分～午後5時00分

視察研修先 衆議院議員会館(東京都千代田区永田町2丁目2-1)
(農林水産省、国土交通省、内閣府、原子力規制委員会、文部科学省、
経済産業省、厚生労働省)

視察研修内容 要望活動について(別紙「要望事項」のとおり)

参 加 者 松本 朗、畑野麻美子

要 望 事 項

(坂井市議会 日本共産党議員団 松本朗、畑野麻美子)

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

1. 国民健康保険について

国民皆保険制度は、憲法 25 条に基づき、国が責任をもって、すべての国民が安心して医療を受けられるようにするとの趣旨でつくられたはずであるが、現在の国民健康保険は保険税の負担が重く、金がなければ医療を受けられない状況になっている。当初の趣旨に立ち返って、国庫負担を大幅に増やし、被保険者の負担を軽減すべきである。

- ①来年 4 月からの新制度にともない、負担増となる世帯が多発する恐れがあり、各市町で減免規定の充実などを国から通知すること。
- ②各市町が負担増抑制のためにおこなっている一般会計からの繰り入れについては期限をもうけずに継続を認めること。
- ③国民健康保険税の広域化の際に、後期高齢者医療費負担金を子供に賦課するのは問題であり、改善すること。また、18 歳以下の均等割額は子どもの数が増えるほど増税となり、子育て支援に逆行していることを改め、18 歳未満はゼロ円にするなど子育て支援制度に改善すること。
→ 来年 4 月からの国保単位化で現在自治体で行なわれている一般会計からの繰り入れについては、いつまでにやめるとは言っていない、強制的に廃止求めない、と答弁しました

2. 介護保険について

介護保険の利用料負担に来年 8 月から 3 割負担が導入されます。単身者で年収 340 万円以上、夫婦世帯で年収 463 万円以上が対象とされています。しかも滞納すれば 4 割負担となります。利用抑制が増大する制度改悪をつづけることは、導入に際の目的に反するものであり、中止してください。

3. 無料低額診療に関する件について

生活保護受給にいたらない方などが無料低額診療を活用する際に薬局が対象となっていないのは制度の現状にあわない。診療しても薬を受け取らないケースもでており、治療効果と生活改善にマイナスであり、薬局も制度対象としてください。

国土交通大臣 石井 啓一 殿

1. 北陸新幹線関連について

- ①新幹線にともなう富山―大阪間で導入予定のフリーゲージトレインについて、JR 九州での見通しもたえず、このままでは北陸新幹線での導入は非現実的になってきた。

現在は、関西、中京間とはそれぞれ「サンダーバード」、「しらさぎ」が運行されており、乗り換えなしで往復でき大変利便性の高いものである。大阪―北陸間に急行が導入されて以来、

関西―北陸間が敦賀駅で分断されたことはない。いつ FGT が完成するかわからないようでは、相当期間、現在と比べても「料金は高く、不便になる」という利用者の利便性低下がつづくことになる。鉄道の歴史にも大きな汚点となる。このような公共事業はおかしい。この際、300億円を見込んでいる FGT 関連事業を中止し、その予定された事業費分を JR が在来線特急運行にも活用できる特別のスキームをつくること。

そもそも国が北陸新幹線を認可した条件が敦賀駅での乗り換え利便性の確保であり、国の責任で JR との協議をおこない、利用者の利便性確保のために敦賀開業後の特急存続を実現すること。

その際、すでに国が敦賀駅での上下乗り換えを決定したことをふまえ、新幹線敦賀駅から武生方面への延伸は中止し、敦賀駅止まりとすること。そうすれば現行の特急のルートを利用するルートと、新幹線敦賀駅発着で大阪とをむすぶルートでの2本立てで利用のニーズに応じた合理的な特急利用ができることになる。

②国は、「敦賀駅乗り換えに要する時間は平均5分」と与党会議の場で示したが、そのシミュレーションの計算の計算式、入力データ、計算結果などについての詳細を明らかにすること。

③敦賀以西ルートについて、小浜市付近を通るルートでは事業費は大阪までで1兆数千億円といわれ、福井県など地元自治体の負担も巨額であり、このような不要不急の計画はおこなわないこと。

→新幹線敦賀開業後にフリーゲージトレインが運行の見通しがたたない問題では、現行の在来線特急の存続を求めました。国土交通省は、上下乗り換えで利便性を確保する、特急存続は JR 西、並行在来線会社で検討するもの、そもそも開業時に FGT を想定していたわけではない、などと回答。私たちは、敦賀までの開業を議論した国の委員会の審議でも対面乗り換えが無理なら FGT、という議論で上下乗り換え議論はなかった、とし、JR や三セク鉄道の責任ではなく、国の責任で現在の利便性確保はおこなうべき、とつよく求めました。

④幹線建設工事などで建設資材が値上がりしている上に、これらの工事に地元業者はほとんど参入できず、地元建設業者の経営が悪化している。建設資材の価格と地元業者の工事参入について指導すべきである。

→政府は「入札に地域参加の要件を入れている。県内で7件入っている。受注確保は重要であると考えている」「適正に指導をしているが、多くの業者が参入できるよう努めている」と答弁しました。

議員団として「体裁として形だけ下請けとなっていて実際は人だけ出してほしいとか、上部から一人一日いくらと決めて出してくれという状況がある。末端の業者が入れるよう要件緩和が必要である」ことなど現状を伝え、地元業者の工事参入を強く求めました。

県及び政府は「要件の緩和に努めている。新幹線整備機構の方にもしっかりと伝えておく」という答弁でした。

2. 第三セクターなどに関して

先行する富山、石川は各県ごとの第三セクターで、またがる区間の運賃の大幅値上げなどデメリットが指摘されている。当面は自治体などの拠出基金などにより大幅な値上げ抑制はしているがそれも限界がくる。そうしたなかで、福井県でいえば、京福電鉄の路線を第三セクターの「えちぜん鉄道」として引き継ぎ運行している。さらに、新幹線に伴い、北陸本線を第三セクターで引き受け、さらに、並行在来線でない JR 線までも第三セクターで引き受けなければならなければ地方財政にとっても巨大な負担となる。このようなスキームでは人口減少・高齢化にあえぐ地方自治体はもたなくなる懸念がある。

①「行政改革」ではスケールメリットと称して市町村合併などを推進してきた政府が、第三セクター鉄道では従来のスケールメリットを発揮できなくなるのを傍観しているのはおかしい。利用者にとっても切符の買い替え、初乗り運賃など不便である。国として北陸3県、あるいは4県での第三セクター設立を提起して、これまでの広域鉄道としての経営の効率化などの面を最大限発揮できるようにすべきである。

② 国として、地方に鉄道経営がどんどん押し付けられ、人口が少ない地方自治体が「赤字鉄道会社の公的引き受け機関」に陥るような状況についてどう認識しているのか。地方負担を改善する取り組みをおこなうべきではないか。国としての3セク鉄道支援制度についての資料提供と見解をおたずねする。

3. 坂井市礪部川の改修が今年度で終了し、流量が増加する。

九頭竜川に排水する河口のポンプを2機に増設し、洪水時の対策を強化すること。

→国土交通省の上野治水課長補佐は、「内水対策は、礪部川を所管する県の責任」と回答し、ポンプ設置について明言しませんでした。

松本朗議員は「県が礪部川の状況を調査することを指導し、増設が必要と判断した場合には、国の責任で整備すること」を要求しました。

上野補佐は、増設することになった場合は国がすることを了承しました。

4. 高齢者の交通事故を防ぐため、勝山市では高齢者が運転免許を返還した際に無料のバス利用券を支給している。こうした取り組みを支援するために、市内バスの運行費及び乗り換え情報提供等の取り組みにも国が財政支援をすること。

文部科学大臣 松野 博一 殿

1. 憲法26条は、「義務教育は無償」と定めているが、国も地方自治体も26条の解釈を歪めて責任を放棄し、教育費負担が国民の生活を圧迫している状況を放置している。26条を尊重し、教材費やスクールバスなどの通学費、学校給食等を公的負担とすべきである。

とくに全国に拡大しつつある給食無償化に関して国がバックアップする制度創設をおこなうべきである。

→給食費無償化は財政確保が困難。すべてではないが、就学援助で対応している。

2. 福井県議会が見直しを求め意見書を採択した新年度から高校入試に英検加算(5点~15点)をおこなう計画について県教育委員会は強行する姿勢をくずしていません。検定料支援などで英検受験支援をつよめ、英検資格者を増やすことは、入試での加算措置をもうけなくともそれ自体が生徒の自信とやる気につながる。

それを合否判定に直接影響を与える「加点」とすることは、家計格差や地域格差を受験制度に持ち込む「差別選別」となりかねない。国としても不適切な受験制度については助言をおこなっていただきたい。

→文科省では福井県教育委員会が計画している高校入試での英検資格者への加算については、問題あるともないとも言えない、動向を注視する、との回答でした。公正公平な入学者選抜とは文科省も言えないのです。

3. 原発事故で避難したことによる「いじめ」や「差別」について、自分や家族が被害にあったという事例が明らかになっている。

福島大学の今井教授は、原発事故の責任の所在が曖昧で、「避難者は事故の被害者」という認識が社会で共有できていないことがいじめにつながっていると話している。

老朽原発が事故を起こした場合、危険性が増すことをすでに指摘されておきながら、老朽原発の再稼働を容認したとして「避難者も事故の加害者」として憎悪の対象なり、「いじめ」や「差別」を受けるのではないかと心配している。

子どもに対しての「いじめ」はより深刻で、文科省の調査では、「お前らのせいで原発が爆発したんだ」、「放射能がつくから近づくな」と言われた小学生がいたと報告されている。

国は、原発事故や「いじめ」から子どもを守る責任がある。避難計画の中でも子どもたちを「原発事故」や「いじめ」から守るという位置づけを明確にしていくなすべきではないか。見解をおたずねする。

内閣府特命担当大臣 山本 公一 殿

1. 原子力防災計画・訓練

①原子力防災計画は、福島原発事故の実態に照らせば、福井県全域を対象とし、30キロ、50キロ圏の住民の避難計画策定と訓練をおこなうようにすべきです。

昨年8月におこなわれたはじめての福井県内の原発の広域避難訓練について、住民や市民団体からも少数の避難では検証できない、ヨウ素剤の服用タイミング、県外の避難施設の受け入れ態勢の不備、などさまざまな問題点、課題が提示されています。今年度の訓練ではそのひとつひとつについて昨年の反省をふまえてどこでどういう想定、訓練内容で取り組むのかを明らかにし、訓練計画策定の過程で、県民の意見や要望を聴く機会を設けるべきである。(原子力規制委員会にも要請)

②訓練では、抽象的な事故想定ではなく、地震の要素も加えた訓練を取り入れるべきです。すなわち、基準地震動を大きく超える熊本での実測値1580ガル程度の地震に繰り返し高浜原発、大飯原発が見舞われ、放射性物質が放出される事故想定です。

その際に、5キロから30キロ圏内の住民は自宅退避という計画だが、巨大地震と余震が繰り返される中で自宅は破壊される、あるいは自宅にとどまるのは怖い、と熊本の例ではなるわけで、計画している2段階避難が困難になった場合の実効性も検証されなければなりません。また、高速道路ふくめて道路が巨大地震で通行止めになることなどが起こりますので、そういう事態を想定した訓練も必要です。

複合災害を想定したリアリティーある原子力防災の広域訓練にすべきである。

(原子力規制委員会にも要請)

2. SPEEDIの活用をわたしたちは求めてきたが、県民と県議会への説明もないままにシステムが福井県庁などからも撤去されてしまった。

実測値とともに予測値の災害時の活用は自然災害については当然行われていることです。原子力災害においても予測値を地元自治体が活用する手段を奪わず、今後、政府として予測システムの構築と地元自治体での活用方向について明らかにしてください。

(原子力規制委員会にも要請)

3. 原発事故の被害は、立地地元や福井県内に止まらず、広範囲に及ぶ。せめて30km圏内の自治体や被害の及ぶ隣県に同意権を与えて、広範囲の同意を必要とするような制度を求める。(経済産業省、原子力規制委員会にも要請)

農林水産大臣 山本 有三殿

1. 猪、鹿、猿、鳥など有害鳥獣による被害は、地球温暖化や環境変化によるものであり、農家に責任がないことは自明のことであるにもかかわらず、農家に多額の負担を求めることは納得できない。対策は国と自治体の責任で行うべきである。農作物に対する鳥獣害被害防止のための助成を大幅に増やすこと。また、助成の判断において「費用対効果」を基準としないこと。

獣害対策の、電気柵、ネット柵、メッシュ柵、固定柵などは集落単位で実施しているものの、山里及び河川周囲の対策だけでは侵入防止が完全ではなく、農家は自己負担で二次対策をしている。

こうした個別農家による対策も獣害対策の対象として補助制度を拡充すること。

→昨年は全国で167億円の被害があった。私たち政府は、住民の声を直接聞く機会が少ない。

2. 国民の主食である米の生産調整に国が責任を持つとともに、再生産可能な米価を保障をすべきではないか。

3. 遺伝子組み換えの安全性が問題になっている折、稲、麦、大豆などの主要農産物の種子の安全と供給に国が責任を持つことは、食料主権と食の安全にとって死活的に重要である。にもかかわら

ず、国民にほとんど知らされることなく、国会で主要農産物種子法が廃止されたことは許しがたい暴挙であり、容認できない。引き続き、国と都道府県が責任をもって種子の確保、供給を行うべきではないか。

→種子法の義務付けを廃止したということで、種子生産はいままでどおり各自治体でしっかりと取り組んでもらう。

総務大臣 高市 早苗 殿

1、貸し切りバスの運賃制度の改定により、借り上げ料金が大きく増額した。通学支援事業において交付税措置がされているが、借り上げ料金の増額に見合う基準財政需要額の増額を行うこと。

→基準財政額は文科省がらの算定である。今年7月25日に平成29年度の額を630万強にした。

所感 畑野麻美子

初めに要請内容を提出しており、政府側の答弁を聞いてからの質疑であるが、決められた時間内での交渉ではあるので、意見を出せるのも限られるが、要点をつかんでの質疑なので、答弁も簡潔だが効果的ではあった。

要請は現場の意見が出せるので、政府側にとっても大事な場であるように思う。

貸し切りバスの借り上げ料金の増額については、文科省からの要求額であるとのこと、文科省に要請すべきだったかと、次回に。

高校生議会のアンケートにすべてがお金の問題だと思った。とあったが、本当にどこに使うかが大事である。

所感 松本 朗

交渉内容については、各省庁の職員と意見交換も含め交渉する中、一定の成果も見られ、また、施策の矛盾点なども浮き彫りになってくる。

国民保険税の広域化については、国は来年4月からの国保県単位化で現在自治体で行なわれている一般会計からの繰入れについては、いつまでにやめるとは言っていない、強制的に廃止求めない、と答弁。

また、磯部川については、「県が磯部川の状況を調査することを指導し、増設が必要と判断した場合には、国の責任で整備すること」を要求した。

上野補佐は、増設することになった場合は国がすることを了承した。

原発問題や農業など今後も政府とのやり取りを強化していくことが大事である。

以前の交渉の中で、市職員の定年問題をあげ、市は女性の定年を60才前にやめるよう退職干渉をしていたが、政府交渉でこの点を取り上げた際、すぐに自治体への指導があり、坂井市は女性の定年を60才とした。

政府との交渉は、自治体の在り方の見直しにも結びつく。また、丸岡町内を走る国道の騒音などについても、すぐに調査をしてくれるなど、身近な問題については対応が早い。

会 派 内 供 覧	